

本山町地域おこし協力隊の募集について (地域企業支援活動員 随時募集)

1. 募集業務・人員

業務名	活動内容	募集人員
地域企業支援活動	一般財団法人本山町農業公社での業務 ① 地域農業の存続を目指した活動 農地や農業用施設の維持管理体制の構築・担い手育成のための農家所得向上に向けた取り組みなど ② 農業公社の運営強化のための活動 農作業受委託事業・種苗事業・農地の保全活動・特産品普及事業などの展開 ③ 農業公社の組織強化のための活動 農産物のブランド化や商品開発、販路拡大など	若干名
※ その他業務に関係なく、下記活動を推進していただきます ・ 特産品の販売促進、開発 ・ 地域行事等コミュニティ活動支援 ・ 町内各種団体の活動支援 ・ 移住及び交流事業の支援 ・ 地域住民との連携活動 ・ その他、地域の活性化に必要な活動		

2. 募集対象

次の条件をすべて満たす方とします。

- (1) 平成30年4月1日現在で、年齢が満20歳以上50歳以下の方
- (2) 三大都市圏をはじめとする都市地域等に住所を有し、本山町地域おこし協力隊として任用後に本山町に生活の拠点を移し、住民票を異動させることができる方
 - ※ 地域要件（三大都市圏をはじめとする都市地域等）
 - 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部
 - 札幌市、仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市及び熊本市のうち、次の①から⑦のいずれかの対象地域・指定地域以外の地域
 - ① 過疎地域自立促進特別措置法（みなし過疎、一部過疎を含む）、② 山村振興法
 - ③ 離島振興法、④ 半島振興法、⑤ 奄美群島振興開発特別措置法、⑥ 小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦ 沖縄振興特別措置法
 - ※ 他市町村において地域おこし協力隊であった方（活動を2年以上経験かつ解嘱から1年以内の場合）については、転出地の地域要件は問いません。
- (3) 心身ともに健康で、地域の活性化に意欲と熱意があり、地域住民とともに積極的に取り組む意志のある方
- (4) 普通自動車運転免許を取得している方（AT限定は不可）

- (5) パソコン（ワード、エクセル、インターネットなど）の一般的な操作ができる方
- (6) 任期終了後も継続して本山町へ定住し、本山町農業公社へ就業する意志のある方
- (7) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方（最終頁参照）

3. 任用形態・勤務条件等

雇 用 形 態	本山町非常勤嘱託職員として採用
採 用 予 定 日	調整のうえ決定します
委 嘱 期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・採用日～平成31年3月31日 （活動実績等を踏まえ最長3年まで延長） ・地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合には、 委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります
報 酬	月額 166,000円（予定） ※ その他、各種手当（通勤手当、時間外手当、退職手当等）及び賞与は支給しません
勤 務 日 数 ・ 時 間	1日7時間45分、月16日勤務を基本とします
加 入 保 険	健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険
待 遇 等	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱期間中の住居は町が用意（無償貸与） ・職場において活動に必要なパソコンを無償貸与 ・業務に支障のない範囲で兼業可

4. 応募手続

(1) 応募受付締切

平成30年10月12日（金）

※ 募集人員に達した場合、受付を終了いたしますので事前にご確認ください。

(2) 応募方法

郵送または持参

※ 持参の場合は、土日及び祝日を除く9:00から17:00とします

※ 提出された書類は返却いたしません

(3) 提出書類

ア 本山町地域おこし協力隊応募用紙

※ 直筆のうえ、必ず顔写真を添付してください

イ 活動目標レポート

※ テーマ『私の提案する中山間地域の次世代農業』についてレポートを作成し提出して下さい

※ 用紙は、A4縦長・横書き、1000字以内とします

5. 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考のうえ、受付後おおむね2週間以内に結果を文書で通知します

(2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接を実施する予定です

(3) 最終選考結果の通知

随時文書にて通知します

6. 応募・問い合わせ先

〒781-3692 高知県長岡郡本山町本山504番地 本山町役場 政策企画課

TEL: 0887-76-3915 FAX: 0887-76-2943

E-Mail: kikaku@town.motoyama.lg.jp

地方公務員法抜粋

(欠格条項)

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者